

N-137

地区環境整備と一体化した細街路
の拡幅と住民参加

～ 東京都足立区を例として ～

関東学院大学 正会員 ○昌子 住江

関東学院大学 佐々木 洋一

I. 細街路整備と地方自治体の対応

建築基準法では、敷地が接する道路の幅員を「4メートル以上」と規定し、幅員4メートル未満の道路に接する敷地に対しては、道路の中心から2メートル後退して建築することを義務づけている。この規定（法第42条第2項）は、道路に面した建築物がすべて建替えられたときには、幅員4メートルの道路ができあがることを期待したものである。しかし現実には、昭和25年に建築基準法が施行されてから40年以上経過した現在までに、4メートル未満の細街路（狭隘道路、2項道路とも呼ばれる）沿いの建物の相当数が更新されたにもかかわらず、拡幅されていない細街路が数多く存在している。

こうした問題を抱えた各地方自治体では、拡幅のためさまざまな施策を講じている。ほとんどが一定の助成制度を定めており、その内容は後退支障物件（門、塀、擁壁、樹木等、建築物本体は除く）の除却費用の一部、後退線でのL型側溝または縁石の移設・設置、後退プレートの設置等となっている。ただし、細街路の拡幅を計画行政の中でどう位置付けているかという点では、どちらかというと道路の拡幅を独自の事業としてとらえるところ（神奈川県横浜市等）と、居住環境整備の一環として位置付けているところ（東京都足立区）がある。

II. 足立区における細街路整備事業

東京都足立区は、宿場町や鉄道駅を中心に発達した地域であるが、大部分は道路整備がなされないまま市街地形成されたため、幅員4メートル未満の道路が数多く存在している。区では、生活道路整備の一環として細街路の拡幅を採り上げ、昭和60年「東京都足立区細街路整備助成条例」を制定した。一方では、区内を13ブロック70地区に区分し、地区ごとに「環境整備計画」を作成することになっている。これは、各種の地域データをもとに土地利用・建築物等の整備、都市・地区施設整備をはかるもので、住民の意向を反映するような組織（「まちづくり地区連絡会」等）をもっている。足立区では、この「地区環境整備計画」の一環として「細街路整備事業」を位置付けている。従って、細街路の拡幅を路線単位で考えるのではなく、まち全体の構成路線の中で考えているため、指定された路線について、拡幅または築造を行ったものに対し、公・私道を問わず、整備に要する費用を助成している。また、「地区環境整備計画」の一環として位置付けているため、区の計画案をたたき台として示し、まちづくり地区連絡会等で住民の意向を反映させるような手法をとっている。

III. 細街路整備事業の実施状況

「東京都足立区細街路整備助成条例」のこれまでの実績は（表-1）のとおりである。昭和60年の事業開始後、昭和63年までは着実に件数を伸ばしたが、以後は横ばいが続き、平成2年度のパブル崩壊時には多少減少している。細街路の拡幅においては、該当する路線の一軒目が後退するまでに住民どうしの牽制があること、また、助成内定以降、整備着手・完了・助成金等の支払いまでの手続きが煩雑なため、時間がかかることが問題とされている。

表－1 細街路整備助成事業実績

平成7年2月28日現在

年度	整備件数	延 長 (m)		
		拡 幅	築 造	合 計
S60	2	48.00	---	48.00
61	70	1274.51	---	1274.51
62	100	1748.49	---	1748.49
63	142	2048.83	---	2048.83
H1	144	2345.74	579.62	2925.36
2	156	2004.14	770.36	2774.50
3	120	1560.82	443.82	2004.64
4	144	2187.30	0	2187.30
5	152	2102.56	167.64	2270.20
6	93	1,316.16	435.07	1,751.23
合計	1,123	16,636.55	2,396.51	19,033.06

足立区資料より

IV. 細街路整備と街なみ環境整備事業

足立区では、一部の地区で「街なみ環境整備事業」（旧「地区住環境総合整備事業」）を導入し、細街路の拡幅と住環境整備とあわせて実施しようとしている。

「街なみ環境整備事業」とは、地区住民がまちづくりの主役となって自ら提案し、計画し、区と協力して生活道路やポケットパークの整備を行うことに対して助成を行う制度である。事業導入要件としては、面積－1ha以上、接道不良住宅率－幅員4メートル以上の道路に接していない住宅の割合：70%以上、住宅密度－公共用地、工場敷地を除く：55戸以上となっている。実施にあたっては、路線ごとに協議会を設立し、「まちづくり協定」を策定することになっている。

この「街なみ環境整備事業」を実施しているところは、現在同区本木1・2丁目地区の一部であり、全23路線（延長 1,759m）を、昭和62年度～平成13年度の15年間で拡幅し、ポケットパークや緑地の造成等による沿道環境の改善を目指している。現在までに、4路線（NO. 3・4・10・11）が完成している（図－1）。ここでは近隣に火災があったため、細街路拡幅への関心も高く、路線ごとの協議会設置もほぼ順調であった。事業完成時にはイベントを実施し、ポケットパーク等の施設は地元が自主管理を行っている。

V. おわりに

既成市街地における細街路整備が、沿道住民の理解と協力を得て、地域の居住環境の向上を図るような事業として実現することは望ましい。しかしながら、足立区においても「街なみ環境整備事業」として計画されている地区は、むしろ例外的である。

今後は、他地区における同事業の適用可能性を検討するとともに、同事業の要件に適合しない地区での沿道環境整備との一体化の可能性も検討を進めたい。

謝辞：本研究では東京都足立区都市環境部住宅・開発指導課及び、（株）首都圏総合計画研究所の多大なご協力を頂いた。ここに感謝の意を表す。

図－1 街なみ環境整備事業計画路線

（本木1・2丁目一部）

